

議 第 2 1 号

環境・エネルギー産業拠点化推進基金条例の制定について

本市環境・エネルギー産業拠点化推進基金条例を下記のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）2月25日提出

柏崎市長 櫻井雅浩

記

新潟県柏崎市環境・エネルギー産業拠点化推進基金条例
(設置及び目的)

第1条 本市は、再生可能エネルギー又はこれと同等の低炭素性を有する持続可能なエネルギーの導入、利活用、実証研究及びこれらの事業参入を促進することにより、環境・エネルギー産業の集積や低炭素エネルギーネットワークの拠点化を推進し、もって新たなエネルギーのまちを形成するため、柏崎市環境・エネルギー産業拠点化推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる金額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に定める目的に該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。